

個人住民税の現年課税化について

目次

1. これまでの説明事項の振り返り等	2
2. 第1回及び第2回検討会における構成員からの主な意見等	18

1. これまでの説明事項の振り返り等

2. 個人所得課税の課題

(1) 働き方など個人のライフコースの選択に中立的な税制の構築

(前略)

個人住民税においては、働き方の多様化や、マイナンバーやデジタル技術の活用等が進んでいくことを念頭に置きながら、現年課税化に係る課題と対応のあり方について検討していくことも重要です。また、地方部における人口の減少、上述のようなライフスタイルの多様化、関連する各種社会保障施策の広がり等といった、地域社会を取り巻く経済社会情勢等の変化にも留意が必要です。

現年課税化の意義

個人住民税を現年所得課税とすることの意義については、以下のような点が挙げられる。

- 所得発生時点と納税の時点を近づけることで、前年より所得が減少した者の負担感が減少する(働き方の多様化なども念頭)。
※ ただし、退職所得、利子、一定の上場株式等の配当や源泉徴収口座内譲渡所得等については、個人住民税においても現年課税が行われている。
- 所得税と同時期に課税が行われる結果、税を負担する者にとって分かりやすいものとなる。
- 収入発生時に税を徴収するため、徴税が容易になり、税収の安定的な確保に資する。

※ 政府税制調査会「長期税制のあり方についての答申」(昭和43年7月・抄)

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生
の時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税
負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用
する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引
き続き検討することが適当である。

個人住民税を前年所得課税としている理由

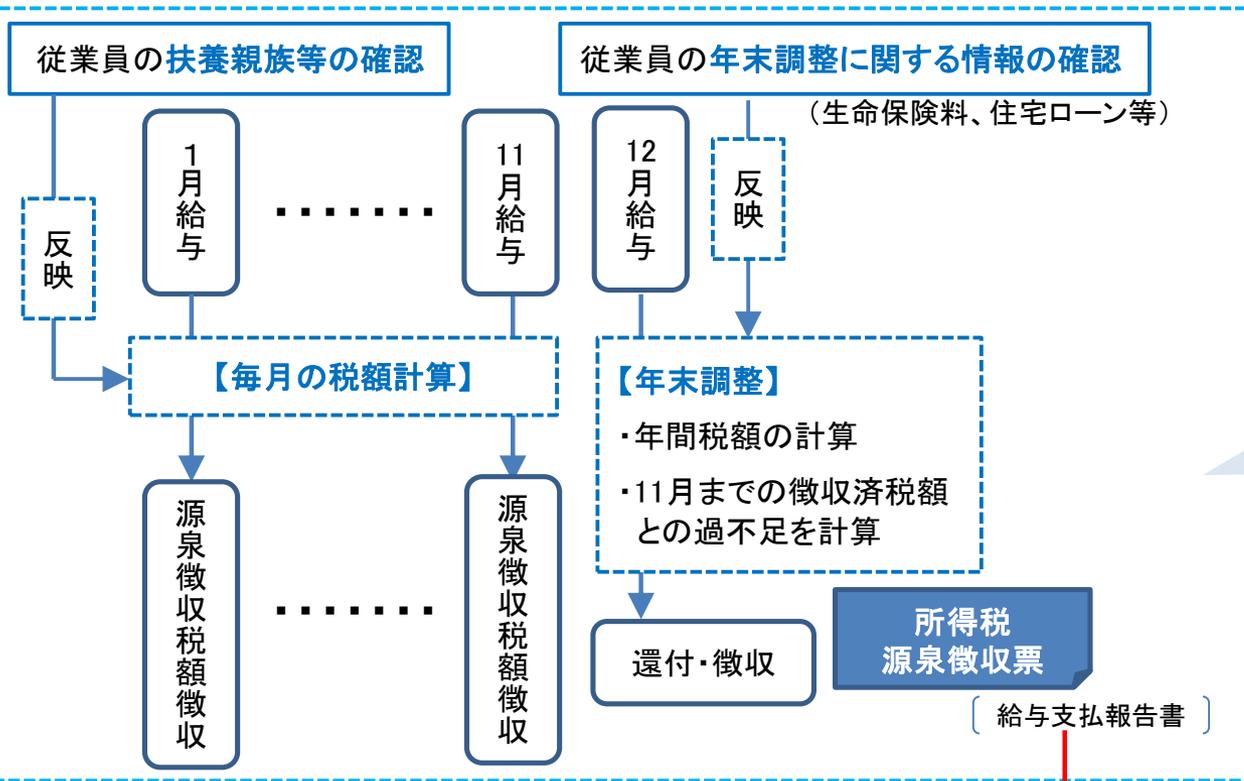
所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近付けることが望ましい一方、

- 所得税と同様の仕組みを個人住民税にも採用する場合、所得の把握等について、所得税・個人住民税での手続きに重複感が生じる。このため、個人住民税において、所得税の課税資料を活用することにより、市町村における調査事務の簡素化・効率化が図られる
- 給与支払者(特別徴収義務者)においては、毎月確定した税額を徴収すればよく、所得税のような年末調整が不要となる

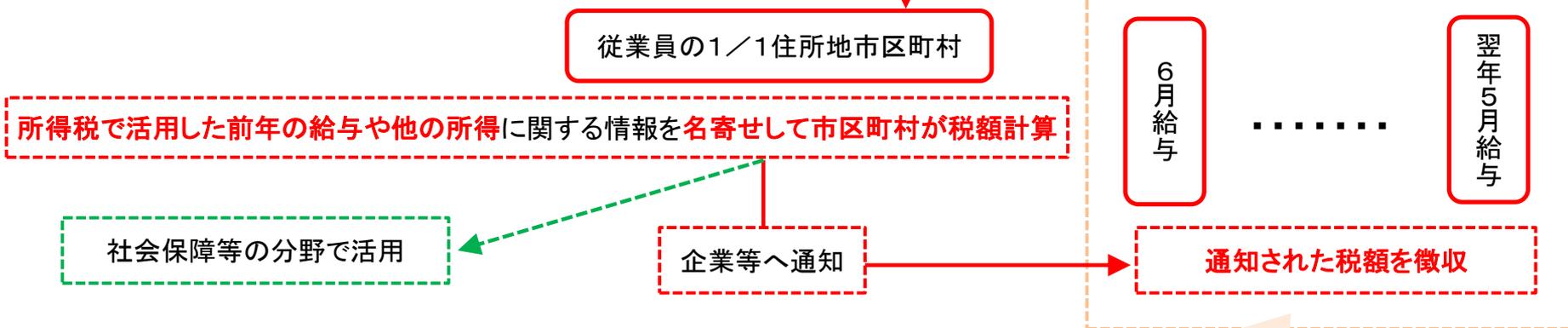
ことから、個人住民税については、前年所得に対し課税する仕組みとしてきたものと考えられる。

所得税・個人住民税の課税・徴収業務の概要(給与所得者の場合)

所得税に関する給与支払者(企業等)の業務



※ 給与等に関する源泉徴収義務者数 : 約360万
※ 所得税納税義務のある給与所得者数 : 約4,860万人
※ 給与以外の原稿料等の報酬・料金等についても、所得税の源泉徴収義務あり(実施企業等の数 : 約290万)

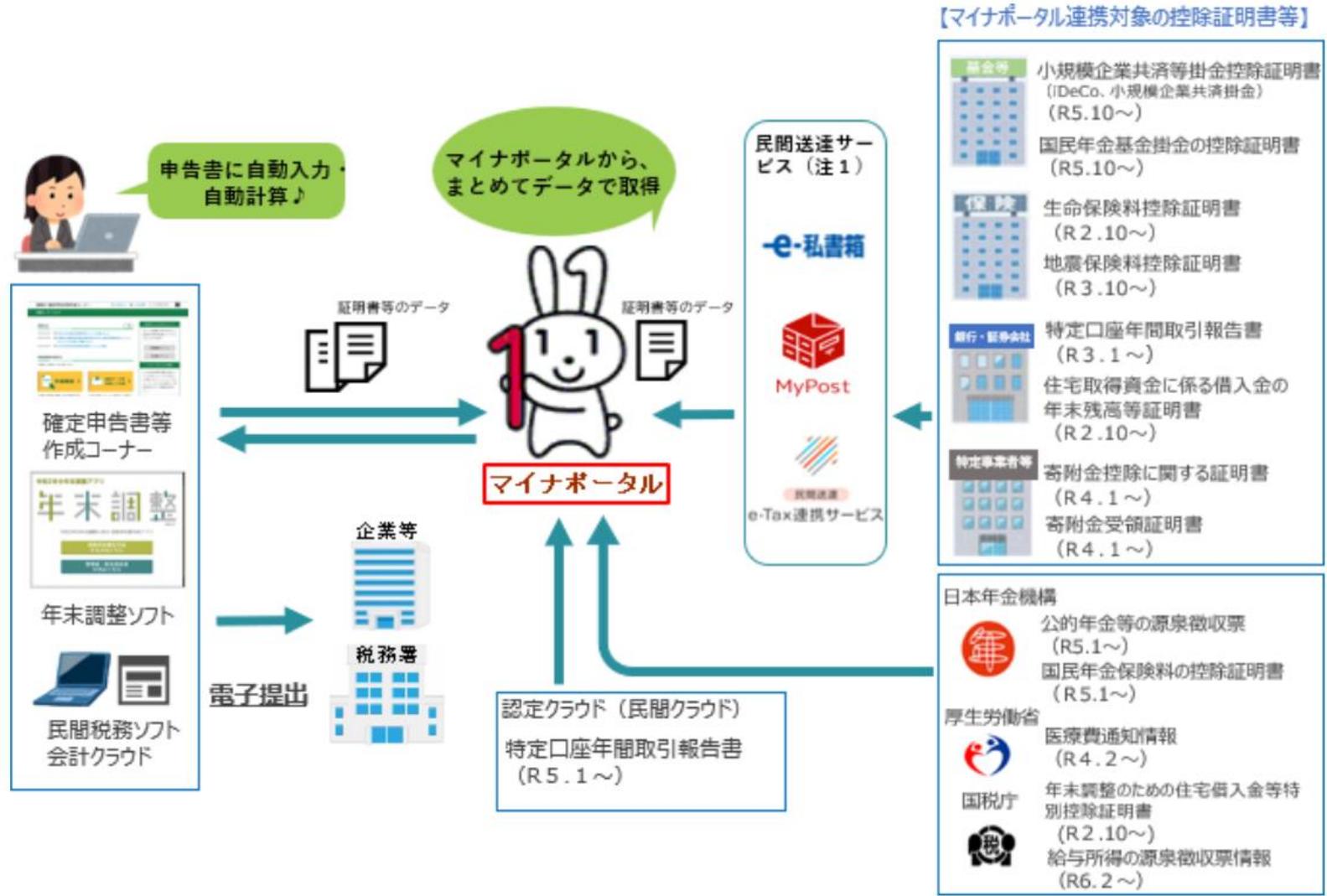


※ 給与から住民税が特別徴収されている者 : 約4,436万人

【参考】マイナポータル連携(国税庁資料より)

- 年末調整や所得税確定申告の手続において、マイナポータル経由で控除証明書等のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力する機能。

「マイナポータル連携の全体図」



【参考】申告手続の利便性向上(国税庁資料より)

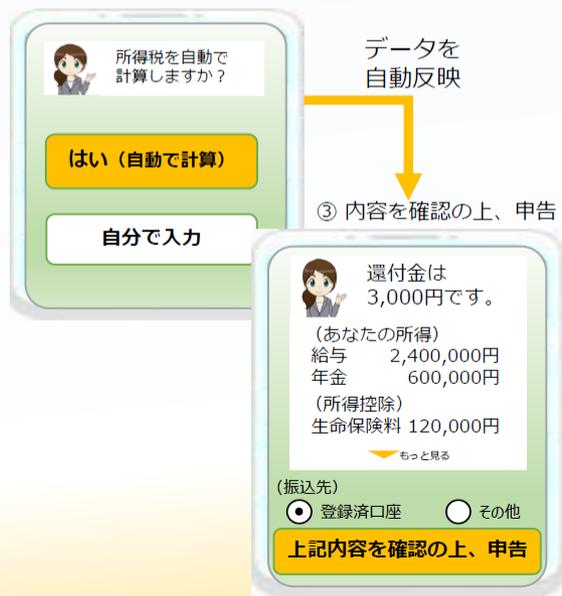
- 国税庁では、確定申告に必要なデータを、マイナポータル等を通じて申告データに自動で取り込む仕組みの整備が進められており、当該仕組みを活用することで、所得情報の把握や税額決定をリアルタイムで行える可能性。

給与情報等の自動入力の実現（申告手続の簡便化）

- ◆ 申告納税制度のもとで、確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現を目指します。
- ◆ 令和6年以降順次、給与情報についても自動入力を実現します。

1 将来イメージ

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択



個々の項目や還付金振込口座の入力は不要
(振替納税を利用すれば納付も自動に)

2 現状



自動入力の対象

(対応済み)	ふるさと納税	生命保険	地震保険
	株式の特定口座	住宅ローン控除関係	
(R5.1~)	医療費	国民年金保険料	
	公的年金等の源泉徴収票		
(R6.1~予定)	iDeCo	小規模企業共済等掛金	
(R6.2~予定)	給与所得の源泉徴収票		

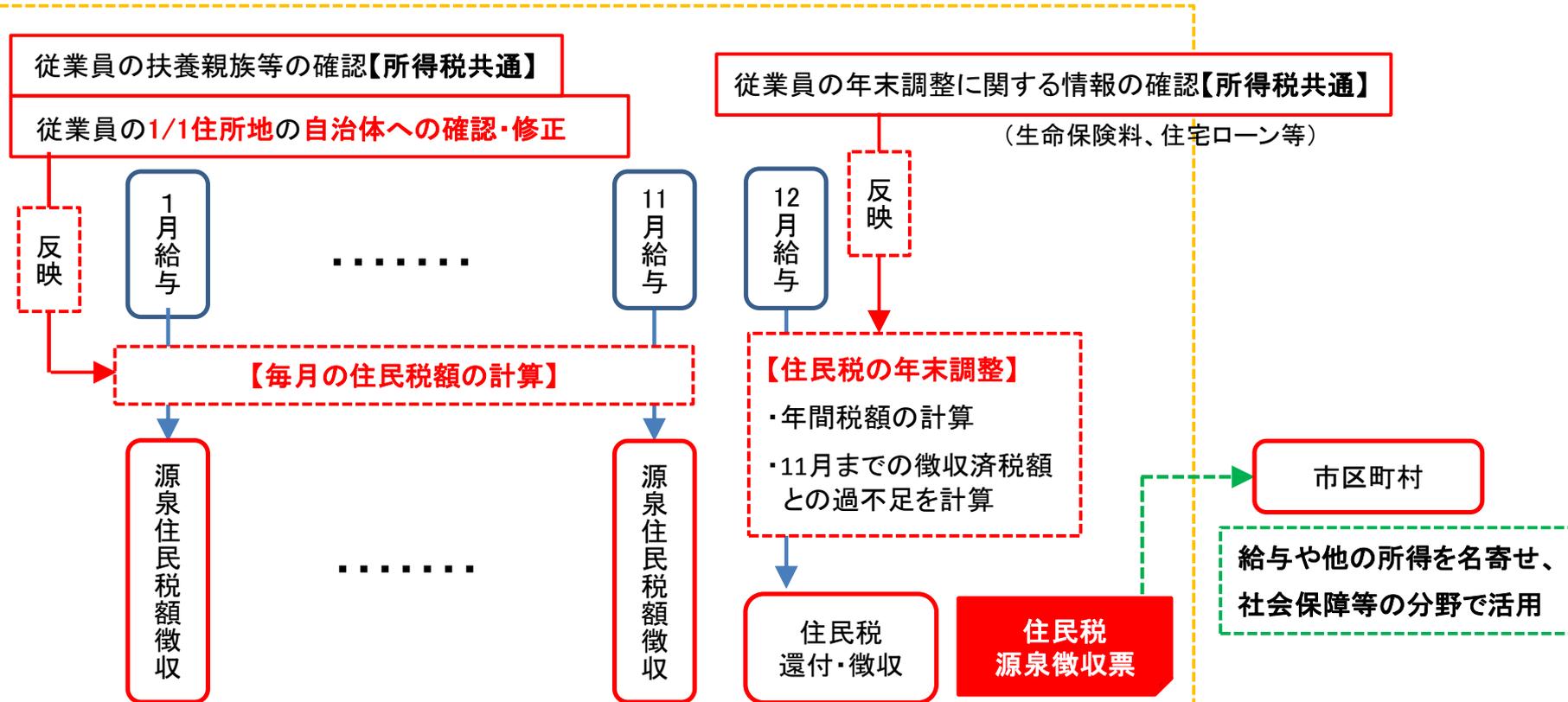
3 給与情報の自動入力の実現



(※) 令和9年以降、地方公共団体に提出された給与支払報告書のデータが
国(国税当局)に連携される。(令和5年度税制改正)

住民税を現年課税化した場合の課税・徴収業務のイメージ(所得税方式)

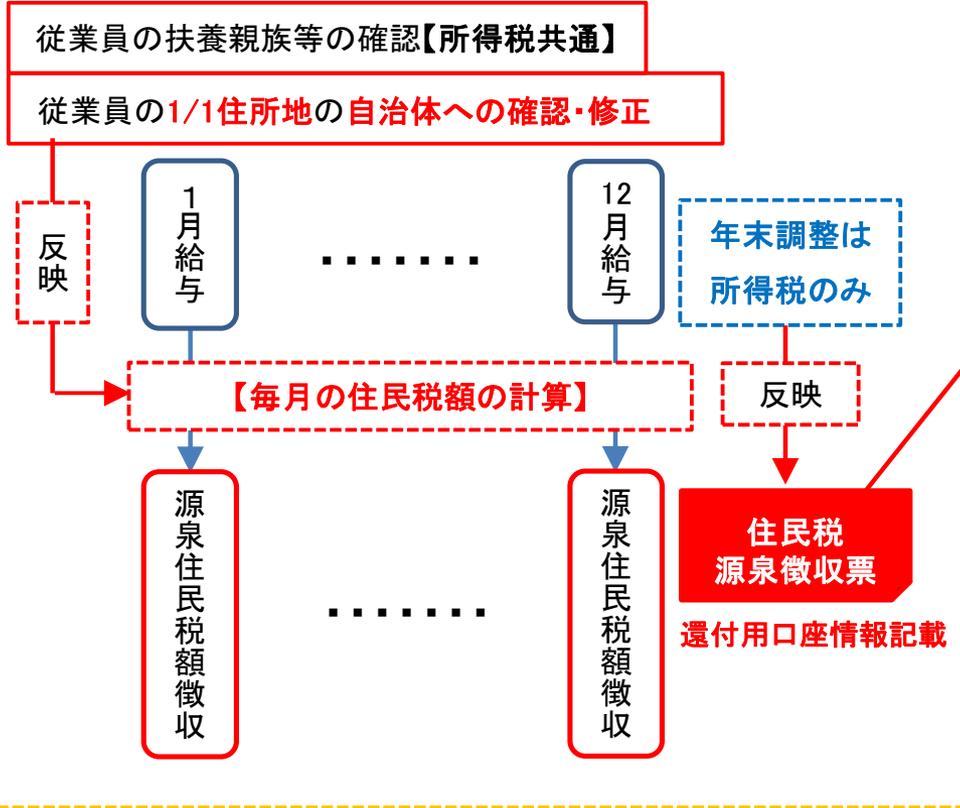
【現年課税化した住民税に関する企業の業務】



	1/1住所地確認	住民税月額計算	住民税徴収	年末調整
所得税方式	企業	企業	企業	企業
現行	市区町村	市区町村	企業	—

住民税を現年課税化した場合の課税・徴収業務のイメージ(市町村精算方式)

【現年課税化した住民税に関する企業の業務】



給与や他の所得を名寄せ、
社会保障等の分野で活用

従業員の1/1住所地市区町村

【年末調整(精算)】
市区町村が給与・他の所得を名寄せして年間税額を計算
徴収済税額との過不足を計算

住民税の還付・徴収

※追加徴収額が一定額以上の場合は分割徴収を行うか。

	1/1住所地確認	住民税月額計算	住民税徴収	年末調整(精算)
市町村精算方式	企業	企業	企業	市区町村
現行	市区町村	市区町村	企業	—

※現行制度での還付は、基本的に過誤納に伴う例外的対応。「市町村精算方式」では大量の還付が発生する見込み。

個人住民税を現年課税化する場合の主な論点①

企業等

- ・ 納税団体の確定を市町村ではなく企業が行うこととなるため、年初時点の住所を正確に把握する作業と責任が生じる。

※ 年の途中で雇用された者について、年初時点の住所を正確に把握できるか。特に雇用者の出入りが多い業種にとって、大きな負担となるのではないか。

- ・ 所得税に加え、各従業員の毎月の給与額に応じた住民税額を算定する事務が生じる。

※ システム化が進んでいない中小企業等への配慮が必要。

- ・ 年末には、各従業員の人的控除申告を整理し、地方団体により異なる税率等(※2)で税額計算したのち追徴・還付を行う年末調整の事務が生じる。 <所得税方式の場合>

※1 企業が年末調整を行わない<市町村精算方式の場合>には、この課題は生じない。

※2 均等割、非課税限度額、地方団体の独自減免など。

- ・ 報酬や原稿料等の支払時に、住民税についても源泉徴収することが必要となると考えられ、報酬等を受ける者の年初時点の住所を正確に把握し、住所地市町村に納付する事務が新たに生じる。

<所得税方式の場合>

個人住民税を現年課税化する場合の主な論点②

市町村

- ・ 現行制度下での還付は、基本的に過誤納に伴う例外的対応にとどまるが、企業が年末調整を行わない<市町村精算方式の場合>は、年税額と源泉住民税額との差が生じるため、**市町村において大量の追徴・還付事務が発生(還付先口座の把握等を含む)**。
- ・ 住民税年間税額の算定は、**現行の前年所得課税と同じ業務フローとなることを想定すると、還付等は翌年6月以降になると考えられる**。所得税の年末調整による還付が年内12月であることと比べて、「**遅い**」との批判を招く**可能性**。<市町村精算方式の場合>

納税義務者

- ・ **現年課税への切替時の税負担のあり方を整理する必要**。

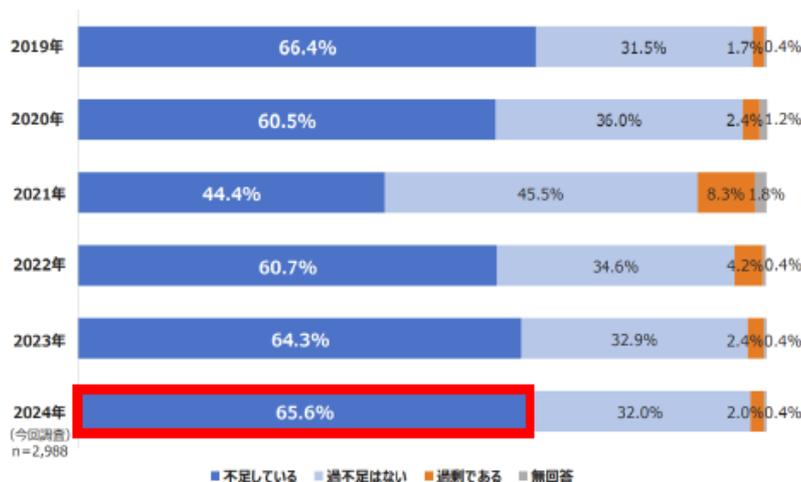
※1 1年分の納税で良い仕組みとする場合には、所得の発生年度を調整することが可能な所得(例:有価証券、不動産)について、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えるのではないかな等の課題が生じる。

※2 所得税においては、賦課課税方式(前年所得課税)をとっていた所得についても、昭和22年改正より、申告納税方式にするとともに、現年所得課税方式へ移行。その際、当年の所得と前年の所得を比較して、一定金額以上の金額で増加した者に対し、その増加した増加所得を対象として一年限りで課税する仕組みが創設された。

2. 中小企業におけるバックオフィス体制の現状

- 中小企業の3社に2社が人手不足を訴える厳しい状況 (図1)
- 7割超の事業者が1人でバックオフィス業務を行っている (図2)
- 6割超の事業者において、専任の従業員がおらず、代表者や営業担当者等が経理業務も担当している。また、事業規模が小さいほどその傾向が強い (図3)

【図1：人手不足の現状】



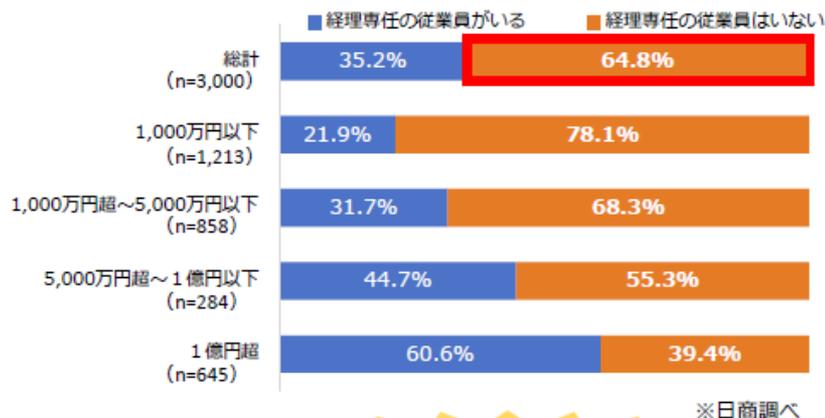
出典：日商「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」
(2024年2月14日)

経済活動の再開に伴い
慢性的な人手不足が再燃

【図2：経理業務の従事人数】 (n=3,000)



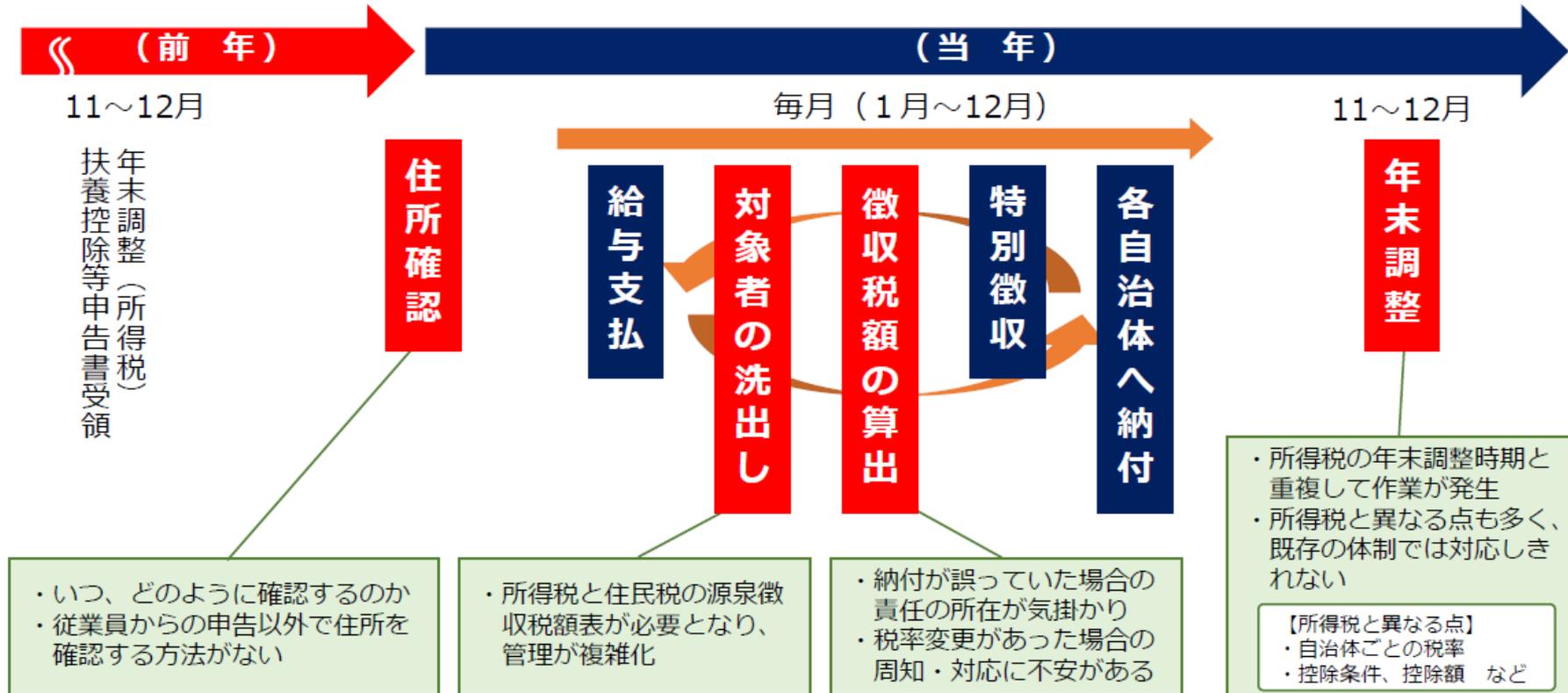
【図3：経理専任従業員の有無】



バックオフィス業務に
人的資源を割く余裕がない

3. 個人住民税の現年課税化に係る事業者の負担 (所得税方式の場合) ④

- 所得税と同一フローだとしても、納付先が異なることや控除内容に違いがあることから、既存の体制のままで対応することはできない



年末調整事務を除いても
事業者負担が大幅に増加する

6. 商工会議所の考え方

- 個人住民税の現年課税化は、未曾有の人手不足に見舞われる中小企業・自治体の双方に多大な事務負担を押し付け、生産性を低下させる極めて影響の大きい制度変更
- また、全ての国民・企業・自治体のうち、現年課税化を望む者がどれだけいるのか、定量的に示されたこともなく、そもそものニーズがどれだけあるのかも不明
- 上記を踏まえれば、現状の仕組みのままでの個人住民税の現年課税化は反対と言わざるを得ない。なお、現年課税化を進める場合においては、企業の追加負担がないようにすることが必須である

日商「令和6年度税制改正に関する意見」（2023年9月）抄

● 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の1月1日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業に過度な納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。（略）現年課税化は、企業、地方自治体双方において事務負担が増加することとなり、国が推進している生産性向上を阻害することとなる。（略）個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、マイナポータルの利便性向上等、社会全体でのDX化・納税環境整備が不可欠である。

● 地方税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・ 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること（以下、略）

【参考】個人住民税の現年課税化に係る日本商工会議所からの意見

令和7年度税制改正に関する意見(令和6年9月)(抜粋)

Ⅲ. わが国のビジネス環境整備等に資する税制

2. 中小企業の成長や経営基盤強化を阻害する税制措置への反対

(5) 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

(前略) 特別徴収制度の下で、現年課税化を導入しようとするれば、企業は、従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の1月1日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業の納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。(後略)

個人住民税の現年課税化に対する経団連の受け止め

- いくつかの加盟企業に意見を聞いてみたところ、現行の仕組みで致命的な問題が生じていない中で、あえて現年課税化する必要はないとの意見がほとんどであった。
- なぜ現年課税化が必要なのか、納税者や企業の納得を得るよう、丁寧に説明する必要がある。
- 現年課税方式とした場合、以下のとおり企業の実務負担の著しい増加が予想される。
 - (1) 企業が自ら税額の計算を行う必要がある(現行制度では自治体が計算し、企業に通知した税額を徴収すればよい)。
 - (2) 納税団体(従業員の1/1住所地)の確定を企業が行う必要がある(現行制度では1/1住所地の最終的な確認は自治体が行っている)。
- 超過課税など自治体独自の課税が行われているケースがあり、それらを加味して源泉徴収することは困難。
- どうしても現年課税を行うのであれば、住民税を所得税の付加税とすることも考えられないか。

2. 第1回及び第2回検討会における 構成員からの主な意見等

第1回検討会における構成員からの主な意見等

項目	主な意見等
①意義	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行制度(前年所得課税)は事務負担の面で考えると、非常に良くできた制度。一方、現年課税化により、所得の発生と納税のタイミングを近づけることは良いが、事務負担の面でハードルが高いか。 ○ 現年課税化の結果、企業と自治体の双方に(実務的にも)メリットが出るような方向で制度設計する必要があるか。
②課題	<p>＜全般＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人住民税で用いる所得情報は、福祉の給付、介護保険料、高額療養費など、他の分野でも使用される。そのため、現年課税化した場合も、どこかの時点で所得を確定させ、市町村の事務に使用できる状態とする必要がある。また、個人住民税のみを現年課税化する場合、国民保険料や介護保険料等については、現行どおり、前年所得課税のまま保険料を賦課していくのかという点も考える必要があるか。 ○ eTAX上でまとめて申告納付できる仕組みはあるが、現年課税化に当たって、事務の簡素化の観点で「ワンストップ」で完結するような仕組みとなれば良いが、難しいか。 ○ 今後eTAXがさらに進んだ場合、残る課題はどのようなものとなるか。 <p>＜所得税方式・市町村精算方式に関して＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所得税方式や市町村精算方式を導入した場合、どの程度の事務負担になるかということを確認していく必要がある。市町村の事務負担について、還付や追加納税等の負担増が想定されるが、その点についてもどの程度ボリュームがあるか(eTAXを含め、システムによる対応可否についても確認していく必要)。 ○ 所得税方式の場合、現状以上に企業に事務負担が生じることとなり、厳しいか。 ○ 所得税方式の場合、自治体ごとに均等割の非課税限度額や標準税率が異なる中、精算において、企業側に大きな事務負担が生じないか。 ○ 市町村精算方式の場合、追徴に係る事務負担は重くなると考えられるため、基本的に精算時は「還付」する形とすべきでないか。 ○ 還付に当たって、マイナンバーを通じて公金受取口座の紐付け・把握を行うことが必要か。 ○ 還付に際しては通知が必要。市町村精算方式の場合、自治体における還付事務は相当の負担となるのではないか。

第1回検討会における構成員からの主な意見等(続き)

項目	主な意見等
③その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業・市町村・納税者の事務負担が少なくなる方法を検討するにあたって、賦課課税又は申告納税のどちらとするか、賦課期日をいつにするか、個人住民税の申告を義務化するような方策も考えられるかといった点について、確認していく必要がある。 ○ 現行制度下では、所得税と比較して扶養控除等の金額に差異があるが、地方税には、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという「地域社会の会費的性格」が含まれていることを踏まえる必要。 ○ 現年課税化だけを考えれば、例えば「地方所得税」として所得税の付加税とすることで、年末調整は所得税分の1回で済み、基本的な問題点は解消されると思われるが、地方自治の観点から許容されないか。 ○ 例えば外国人の方が12月に帰国した場合、納税管理人を置く等の対応を行わないことで、個人住民税が徴収できない場合がある。こうした事例に対し、所得の発生時点で源泉徴収できれば、一定の解決は図られるか。 ○ 個人住民税は市町村にとって基幹税であり、賦課～徴収が漏れなく行われる必要がある。外国人の短期労働者等が増加しており、どの程度存在するかということは、今後の検討において論点となるのではないか。

第2回検討会における構成員からの主な意見等

項目	主な意見等
①意義	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な人の動きがある中、現年課税化により公平性を担保できるのではないか。 ○ 現年課税化の意義として、働き方の多様化を踏まえた公平性の観点や、外国人への課税の観点などが挙げられるか。
②課題	<p><全般></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人住民税の現年課税化については、地方税としての特質を残しつつ、所得税と合わせて簡素化していく方向で考えるべきでないか。 ○ 企業等の事務負担を軽減する観点から、給与支払報告書の総括表や特別徴収税額通知書の様式を統一すべきでないか。 ○ 地方税法第294条に基づき、住民票のあるところ又は居所で課税するため、引き続き居所の把握が必要となるケースがある。そうした点も課題となるか。 <p><企業側の事務負担に関して></p> <p>(配布資料に基づく説明に加えて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業においては、既に所得税の源泉徴収が相当のコストとなっており、そのうえ多様な地方税の事務負担が重なることとなる。事業者側にもメリットが感じられるように進めていく必要。 ○ 年初における住所の把握を企業が行うことについて、大きな懸念がある。 ○ 現年課税化に当たって、移行年の1月～5月分の徴収の取扱いをどうするか。また、移行に当たっては全ての自治体に足並みを揃えてもらう必要があるか。 ○ 年末調整時に、自治体ごとに異なる税率等の情報をシステムに取り込んで計算するとなると厳しい。 ○ 将来的には、(特別徴収を廃止し)マイナポータルに登録された公金受取口座を通じて自動引落しできるような形になれば、非常に簡素化されるのではないか。 ○ 企業側としては、なるべくバックオフィス業務を削減する方向。

第2回検討会における構成員からの主な意見等(続き)

項目	主な意見等
③その他	<ul style="list-style-type: none">○ 企業側としては、所得税との間で人的控除の額が異なっていると、税額計算を2本同時に走らせる必要がある。そこが一本化されれば事務が簡素化されると思われるが、課税自主権等を踏まえる必要がある。○ 住民税の現年課税化に当たっては、賦課期日(現行：1月1日)のあり方を含め、どのようなメリットがあるか考えるべきでないか。○ 外国人への課税について、源泉徴収できる方が良いとも考えられるが、賦課期日(1月1日)時点で出国した人をどうするかという点は別問題として考える必要があり、現年課税化により源泉徴収としたところで、完全な解決策とはならないか。出国者への課税のあり方については、様々な観点から考える必要がある。